

## 犯罪被害者支援のつどい 被害者ご遺族による講演会と写真展を開催

6日(土曜)、あんさんぶる荻窪(荻窪5-15-13)で、犯罪被害者への理解と協力を広げるため、講演会を開催します。講師は、今年4月、区内で発生した放火とみられる事件でお父様を亡くされた櫻井孝至さんです。突然大切な家族を理不尽な犯罪で亡くした悲しみや体験をお話ししていただきます。

警視庁の統計によると、平成25年は都内で一日当たり約455件の刑法犯罪(約73%が窃盗犯罪)、約115件の交通事故が起き、約134人の交通事故による死傷者が出ています。犯罪被害を受けた方やその家族、ご遺族は、命を奪われる、身体を傷つけられるといった直接的な被害を受けるだけでなく、捜査や裁判に伴う負担や心身の不調、周囲の心ない言動など、二次被害とも言える様々な困難に直面します。

杉並区では、平成17年10月に「犯罪被害者等支援条例」を制定し、平成18年4月からは犯罪被害者総合支援窓口を設置して、必要な支援を行うとともに啓発活動に取り組んでいます。

「犯罪被害者支援のつどい」は、内閣府が定める「犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)」頃、犯罪被害者への理解と協力を広げるために、平成20年度から毎年開催しています。今年度は、犯罪によって大切な家族を亡くされたご遺族はどのような状況に陥るのか、被害者家族・遺族への言葉掛けや接し方は、どうすればいいのかなど、講師に被害者ご遺族をお招きし、直接お話しを伺うことで理解を深めます。

講師の櫻井孝至さんは、今年4月、区内で発生した放火とみられる火災が原因でお父様を亡くされました。

犯罪被害は突然、誰にでも起こりえることです。「自分だけは大丈夫」「自分は犯罪被害を受けるなんてありえない」とは思わず、この機会に犯罪被害について考えてみましょう。

また、会場では、櫻井さんのお父様が趣味で撮られていたご家族や風景の写真(約25点)の展示も同時開催します。

### ◆犯罪被害者支援のつどい

日時 平成26年12月6日(土)

講演会:午後2時00分～3時30分

写真展示:午後1時00分～午後4時00分

場所 あんさんぶる荻窪(JR荻窪駅下車、徒歩2分)

講師 櫻井 孝至 氏

定員 60名(先着順)※当日直接会場へ。

参加費 無料

問合せ 区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係

TEL:3312-2111(代表) ※対応時間 平日・午前8時30分～午後5時

### 【問い合わせ先】

区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係、総務部広報課

TEL:3312-2111(代表)